

2019年9月

各位

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会
代表幹事 木村達也

第10回東アジア金融被害者交流集会in秋田のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会（通称・クレサラ対協）は、1978年、多重債務者救済とクレサラ被害撲滅のために木村達也弁護士・宇都宮健児弁護士を中心に結成された市民団体です。これまで貸金業法改正、サラ金・商工ローン・ヤミ金・日掛け金融・悪質商法の被害をなくす活動を行ってきました。

2005年1月、クレサラ対協の内部組織として国際交流部会が発足し、多重債務問題について、海外の法律家、相談員、被害者とも意見交換や交流を行ってきました。2010年からは日本・韓国・台湾の3か国が持ち回りで毎年「東アジア金融被害者交流集会」を開催しています。2000年代初頭、韓国、台湾でも、多重債務が大きな社会問題になっていましたが、救済制度はほとんどありませんでした。しかし、2007年、台湾に破産、個人再生の手續を定めた法律が成立、韓国では、適用が厳しかった破産免責制度の運用が改善されてきています。特に韓国では、政府主導による金融機関の消滅時効完成後の債権の全額償却、連帯保証制度が次第に廃止されるなど、救済制度がめざましく進展し、日本より進んだ制度もあります。多重債務相談については、各国とも金融と福祉等のワンストップ相談センターが設置され、総合的な支援体制が整えられています。これら多重債務問題への取り組み、解決手法などを発表するとともに、近年では、その背景にある貧困問題についても意見交換を行っております。韓国、台湾でも、貧困と格差が広がっています。他国の解決に向けた取組や運動は、私たちにとっても非常に参考になります。

今年は、別紙開催要領のとおり、11月9日（土）に第10回東アジア金融被害者交流集会を秋田市で開催いたします。会議では多重債務問題、生活困窮問題などをテーマに、3か国の代表が発表、質疑応答を行います。

特に、今年は、生活保護問題対策全国会議の皆様のご協力をいただき、生活保護問題について、議論を深めます。各国の生活保護制度の異同、改正の動向、同制度をめぐる市民運動の状況を比較し、学び合いましょう。

会議後は、懇親会を開催します。韓国、台湾の法律家、相談員の皆様と交流し、率直な意見交換ができる貴重な機会です。会議、懇親会ともに定員があり、先着順です。ぜひお早めにお申し込みください。

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

敬具

第10回東アジア金融被害者交流集会in秋田開催要領

1 テーマ

貧困のない社会を！東アジアから

2 日時

2019年11月9日（土）開場:午前9時 開会:午前9時30分～閉会午後6時

3 会場 公立大学法人 国際教養大学 Suda Hall

秋田市雄和椿川字奥椿岱

※会場地図は4面をご参照ください

4 参加費(事前振込制) ○参加費 3,000円

5 定員 300名(先着順)

6 プログラム

9:00 受付

9:30 開会挨拶・各国挨拶 木村 達也（弁護士）他

10:00 基調報告 大山 小夜（金城学院大学 教授）

「東アジアにみる多重債務対策の展開」

10:30 セッション1

テーマ「多重債務関連 10年の到達点と残された課題、新たな問題」

13:00 セッション2

テーマ「各国の生活保護制度と運用の状況」

16:00 特別報告・被害体験報告等

①日本のカジノ問題について 吉田 哲也（弁護士）他

16:20 セッション3

テーマ「各国の多重債務者・生活困窮者への自立支援、連携と協働」

18:00 終了

※同時通訳あり

※会議終了後、チャーターバスを用意します。

秋田駅行き 18:20（定員45名）(予定)

秋田空港行き 18:40（定員45名）(予定)

7 懇親会

日時 2019年11月9日（土） 午後7時～午後9時

場所 丘の上のレストラン ヴィラ・フローラ 秋田県秋田市雄和妙法字糠塚1-1

※当日は、集會会場からチャーターバスを用意します。（定員135名）

定員 200名(先着順)

会費 7,000円(事前振込制)

8 昼食用お弁当 1,000円(事前振込制)

会場近くのサイクリングターミナル（レストラン）で、お弁当を用意いたします。会場近辺には、コンビニ等はありません。会場内は飲食禁止となっていますので、お弁当のお申し込みをお勧めいたします。交流集會の申し込みと一緒に、お申し込みください。

9 申込み・問い合わせ先

別紙申込書にご記入の上、ファックスにてお申込みください(参加者ひとりにつき一枚)。

*10月20日締め切りです。電話での申込みは受け付けておりません。ファックスでの申込み後、速やかに指定口座に費用をお振り込みください。申込書と費用のご入金確認後、10日程度で「受付完了確認書」を返信させていただきます。14日を過ぎても返信が無い場合は、お手数ですが、お問い合わせください。ご入金確認をしてはじめて受付完了となります。申込書のFAXをいただいてもご入金が無ければ、順位は後順位となりますので、ご注意ください。

※入金後の変更またはキャンセルはお断りさせていただきます。

※10月25日までに振り込みがない場合は、参加申込みを取消とさせていただきます。

※振込手数料は申込者様のご負担となります。

※お振込みの際の金融機関の振込票をもって領収書に代えさせていただきます。

※宿泊は、各自でお手配をお願いいたします。

○ 国際交流部会事務局 ^{きたやま} 来山司法書士事務所〔参加申込送付先〕

司法書士 来山 尚子

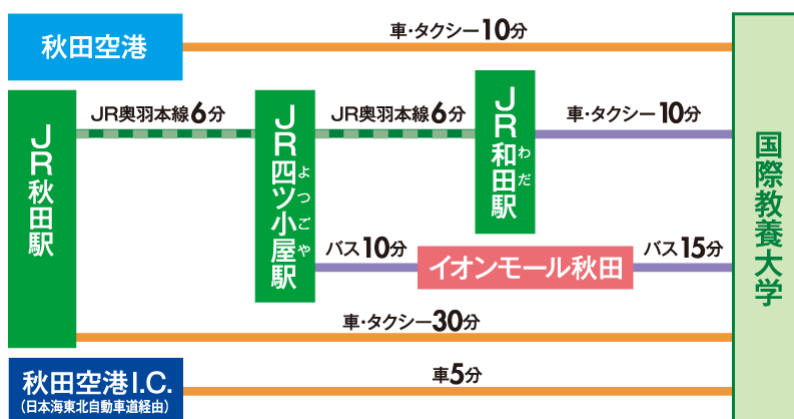
〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚2-21-19 エスポワール桜塚1階

TEL 06-6846-3766 FAX 06-6846-3768

10 会場・地図



JR最寄り駅・空港からの所要時間



※会議当日は、秋田駅東口より、チャーターバスを用意しています。

出発時刻 8時30分（定員135名・先着順）（予定）

※秋田空港からお越しの方は、タクシーをご利用ください。

11 主催・後援

主催 全国クレサラ・生活再建問題対策協議会

共催 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会

秋田なまはげの会・生活保護問題対策全国会議

後援 秋田県、秋田市、日本司法支援センター秋田（法テラス秋田地方事務所）、秋田弁護士会、秋田県司法書士会、秋田県社会福祉協議会、秋田市社会福祉協議会、秋田県社会福祉士会、（公社）全国消費生活相談員協会、秋田魁新報社、朝日新聞秋田総局、読売新聞秋田支局、毎日新聞秋田支局、NHK秋田放送局、秋田放送、秋田テレビ、秋田朝日放送、在日本大韓民国民団秋田県地方本部 一般社団法人消費者法ニュース発行会議、秋田県国際交流協会